

10. 自分の年金を知る

年金は国民年金の保険料納付済み期間、民間のサラリーマンや公務員として勤務した期間の全ての給料と賞与などを基に計算されますので、正確な年金額は、退職する間際にならないと分かりにくいのですが、大まかな年金額を簡単に算出できる計算式をご紹介します。

◎簡単な年金概算額の計算式

まず、1階の基礎年金部分ですが、公務員として勤務した組合員期間とサラリーマンなどの厚生年金期間、さらに20歳以降、国民年金の保険料を納付済みの期間があれば、それらを合算した期間に19,500円を掛けた額が65歳から支給される基礎年金の年額に近い額になります。

22歳で就職し60歳で定年退職された場合は $38\text{年} \times 19,500\text{円} = \text{約}74\text{万円}$ となります。

次に2階の退職共済年金、3階の職域相当部分ですが、公務員として勤務した組合員期間に40,000円～43,000円を掛けた額になる方が殆どです。

すなわち38年の加入歴がある方は約152万円～約163万程度になります。ただし、3階の職域相当部分は平成27年9月までに払った掛金を基に計算されますので、年齢の若い人ほど、職域相当部分の年金が少なくなり、逆に新3階部分の年金が増えていきます。民間の厚生年金期間は、この計算式には当てはまりませんのでご注意ください。

このモデルケースでは基礎年金と2階、3階部分の年金を足すと65歳から受給できる年金は230万円前後になります。

ただし、この計算はあくまでも大まかな概算額ですので、一元化後に標準報酬制になって通勤手当や各種手当が加算され、掛金が高くなる方はもう少し年金額が高くなる場合がありますし、逆に給与が高くても組合員期間が短いと、期待していたほど年金額が多くなるということもあります。

◎ねんきん定期便が始まる。

厚生年金の期間がある方は、日本年金機構から、毎年、誕生月に「ねんきん定期便」が送られています。この「ねんきん定期便」が東京都職員共済組合でも、平成27年12月から開始されます。

35歳、45歳、59歳以外の方には、原則として誕生月に、ハガキで「ねんきん定期便」をお送りします。お知らせする内容は、これまでの年金加入期間や、これまでの加入実績に応じた年金額、これまでの保険料納付額などです。

50歳以上の方には、さらに老齢年金の見込み額もお知らせします。

35歳、45歳、59歳の方には、封書で「ねんきん定期便」をお送りします。

35歳、45歳の方には、これまでの年金加入期間や、これまでの加入実績に応じた年金額、年金加入履歴、年金保険料の納付状況などの他に、年金加入記録の確認方法などを詳しく説明したパンフレットや、お知らせした加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合に訂正するための「年金加入記録回答票」などを同封しています。

59歳の方には、さらに老齢年金の見込み額などもお知らせし、年金の請求に役立つようになります。

◎厚生年金もネットや窓口で確認を

厚生年金期間がある方は、インターネットや年金事務所の窓口で自分の加入記録を確認することができます。

日本年金機構の「ねんきんネット」で、24時間いつでも自分の年金見込み額の試算や年金記録を見ることができます。<http://www.nenkin.go.jp/>

また、「ねんきんダイヤル」では、年金見込み額の試算や年金の加入記録などを確認することができます。（電話番号 0570-05-1165）

一元化後は、共済年金の加入履歴も年金事務所で確認できる予定ですので、自分の年金記録や年金見込み額を知って、早めに老後の設計を整えることが大切です。

○ねんきん定期便でお知らせする内容

対象者	35歳、45歳、59歳の方	35歳、45歳、59歳以外の方
送付方式	封書	ハガキ
50歳未満の方	<ul style="list-style-type: none">・これまでの年金加入期間・これまでの年金加入実績に応じた年金額・これまでの保険料納付額・これまでの年金加入履歴・これまでの国民年金保険料の納付状況 など	<ul style="list-style-type: none">・これまでの年金加入期間・これまでの年金加入実績に応じた年金額・これまでの保険料納付額 など
50歳以上の方	<p>上記の内容に加えて</p> <ul style="list-style-type: none">・老齢年金の年金見込み額 など	<ul style="list-style-type: none">・上記の内容に加えて・老齢年金の年金見込み額 など